

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

総合計画は、総合的・計画的にまちづくりを進めていくために基本となるものです。

本町ではこれまで、4次にわたる総合計画を策定しております。平成13年にスタートした第4次吉岡町総合計画では、「人と自然が共生した 住みよいまち よしおか」の実現を目指し、まちづくりに取り組んできました。

近年では、上毛大橋、吉岡バイパス及び国道17号前橋渋川バイパスの整備など道路交通条件の飛躍的な改善が図られるとともに、介護保険制度の開始、次世代育成支援の充実、保健センターや学童施設、教育施設、道の駅などの整備、大型店舗の立地、自治会制度への移行などが進み、「住みよいまちづくり」の実現が図られてきました。

その結果、本町の人口は堅調な伸びを示し、市街化も急速に進んでいます。しかし、若い世代の雇用機会の創出や交通利便性の向上、次世代育成支援の更なる充実、計画的な宅地化の誘導、住民によるまちづくり活動の支援などの課題も生じています。

一方、国際化の進展と国内産業の空洞化、世界同時不況とデフレ経済化、地球環境の悪化、高度情報化、少子・高齢化、国の財政悪化と保健・医療・介護などの社会保障制度の危機、地方分権の進展など、本町を取り巻く社会経済環境は大きく変化してきています。また、安全・安心や希望、生きがいを求める人々の意向や、まちづくり活動への参画意識の高まりなど、成熟社会での多様な住民ニーズに応えた町政運営も課題です。

このような時代の潮流と本町の特性、課題を的確に捉えながら、町民の期待に積極的に応えていくまちづくりの指針の構築が必要となっています。

このため、21世紀における新たなまちづくりに向けて、平成32年度を目標年次とする第5次総合計画を策定します。

2 計画区域と範囲

本計画の対象となる区域は、住民の生活圏や渋川地区広域市町村圏を考慮に入れながら、吉岡町の全域を計画区域とします。

計画の範囲は、町が実施する事業のほか、国、県、広域圏にて実施するものも含むものとします。また、町と町民・事業者が協働（パートナーシップ^{*1}）して行うまちづくり活動も含めます。

3 計画の役割

この第5次総合計画は、第4次総合計画を継承発展させ、また変動する社会経済環境と地域の課題に対して的確に対応するためのまちづくりの指針となるものであり、次のような役割を有しています。

●町政にとって：

本町の将来目標と、それを達成するための町政の基本的方向を総合的かつ体系的に示します。そして、総合的・計画的に町政を運営していくための指針とします。

●町民にとって：

町民・事業者と町の協働（パートナーシップ）によるまちづくり活動の指針とします。

●国・県・広域圏にとって：

国や県、広域圏に対して、本町のまちづくり計画を明らかにし、調整・連携を図ります。

4 計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成し、それぞれ、以下のような内容を持つものです。

●基本構想

基本構想は、吉岡町の将来像を示し、それを実現するためのまちづくりの基本方針や目標人口、シンボルプロジェクト、施策の大綱、土地利用構想などを定める最上位計画です。基本計画の基礎となるとともに、各個別計画の指針となるものです。

●基本計画

基本計画は、基本構想に基づいて各部門別の施策を具体的に示したもので、実施計画の基礎となるとともに、各個別計画との整合を図るものです。

●実施計画

実施計画は、基本計画で定められた個々の施策について、詳細に事業内容や実施の時期などを示すものです。

*1 パートナーシップ：行政と住民団体・企業などが、対等な関係で、一定の目的に向かって、連携し協力し合うことを指します。

【総合計画の位置づけ】



5 計画の期間

●基本構想：平成23年度～32年度(10年間)

●前期基本計画：平成23年度～27年度(5年間)

●実施計画：3か年計画(毎年度策定し、ローリング)

【計画の期間】

